

医療費の自己負担分を免除・減額・徴収猶予できる制度があります

国民健康保険には、病院などで支払う医療費の自己負担分(一部負担金)の免除・減額・徴収猶予の制度があります。

- ✓ **対象となる世帯**: 世帯主が1年以内に失業、災害などの特別な理由(※1)により、一時的に生活が困難な状態の世帯で、療養見込み期間が3か月以内であり、世帯の収入が生活保護基準と同程度まで減少していること。また、国民健康保険税の滞納がないこと。

特別な理由(※1)とは…

- ① 震災、風水害、火災などの災害で、心身または資産に重大な損害を受けたとき。
- ② 干ばつ、風水害などによる農作物の不作、不漁などの理由で、収入が減少したとき。
- ③ 事業または業務の休止・廃止、失業などで収入が減少したとき。
- ④ これらに似た理由があるとき。



対象となる世帯で制度の利用を希望される方は、生活状況の聞き取りや申請書類のご案内をしますので、国民健康保険課までお問合せください。

問 国民健康保険課 ☎989-5347

病児・病後児保育のご案内

「子どもが病気やケガで、保育園や小学校に行けない…。見てくれる人がいないのに、どうしても仕事や予定が調整できない…。」そのようなお困りのときに利用できるのが、病児・病後児保育事業です。下記施設にて、看護師と保育士がお子様をお預かりします。お気軽にご相談ください。(保育所へ入所中のお子様、小学校へ就学しているお子様もご利用いただけます。)

うるま市内の病児・病後児保育施設

- ✓ **病後児保育【び〜のはうす石川(石川どろんこ保育園)】**

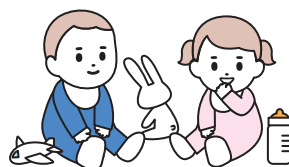
病気の回復期である、乳児(生後57日以上)～小学校へ就学している児童

- ✓ **病児保育【ハート保育園】**

病気の回復期に至っていないが、当面の症状の急変が認められない乳児(生後6か月以上)～小学校へ就学している児童

- ✓ **各施設利用方法**

- ① 予約…病児保育・病後児施設へ電話し、空き状況や受け入れの可否を確認。
- ② 受診…かかりつけ医療機関にて「医師連絡票(有料)」を発行してもらう。
- ③ 受付・お預かり…看護師の問診を受け、必要書類を記入する。
- ④ お迎え…看護師・保育士より状況の報告、料金お支払い。



非課税世帯、生活保護世帯については、利用開始日までに市へ申請していただくと、対象期間中、利用料の減免(食費は実費)が受けられます。申請方法など、詳しくは保育こども園課までお問合せください。

問 保育こども園課 ☎973-5427

令和7年度 幼児教育・保育無償化の新規申請受付開始

令和7年4月1日から新たに幼児教育・保育無償化の認定を希望する方は、保育こども園課へ申請をしてください。

- ✓ **対象施設・事業**: ①認可外保育施設 ②一時預かり事業、③病児保育事業、④ファミリーサポートセンター、⑤預かり保育事業(幼稚園・認定こども園)、⑥新制度未移行幼稚園

- ✓ **申請要件**: 「保育の必要性」(※1)のある3～5歳児クラス(※2)の児童。ただし⑥の新1号認定(※3)は除く。

- ✓ **申請場所**: 保育こども園課窓口(本庁舎東棟2階) ✓ **受付期間**: 2/3(月)～3/14(金)(※4)

- ✓ **必要書類**: 施設等利用給付認定申請書、保護者(父・母)の就労状態等を証明する書類など

- ✓ **上限額(月額)**: 3～5歳児クラスの児童37,000円、0～2歳児クラスの児童42,000円(非課税世帯のみ)
※⑤、⑥は上限額が異なるため、保育こども園課へお問合せください。

- ✓ **注意事項**: 利用する施設・事業によっては、支給認定を受けたあとに保育料の償還払いの手続きが別途必要です。

注釈 ※1 「保育の必要性」があるとは、両親が就労等(就労、出産、療養、介護、就学、育児休業、災害、求職)の理由で家庭保育ができない世帯のことを指します。
※2 0～2歳児クラスの児童においても住民税非課税世帯の場合は対象となります。
※3 満3歳以上の児童で、教育時間のみを利用する場合の認定。
※4 受付期間終了後も随時受付を行います。申請をした月の翌月から対象となります。遡っての申請受付はできません。



申 問 保育こども園課 ☎973-5427